

平成27年8月28日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
の成立に当たって

女性活躍担当大臣
有村 治子

本日「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。充実した御審議をいただいた衆参両院の議員の皆様、そして法案作成に当たっての議論に使用者、労働者双方の立場から御協力いただいた皆様を始め、関係団体・関係各位には、心より感謝申し上げます。

この法律は、働きたいという希望を持っていても就業していない女性が約300万人いらっしゃる、指導的地位に占める女性の割合が先進諸国を大きく下回っているなど、「女性の力」が必ずしも十分に発揮されていない中で、女性の働く意欲を実現につなげ、ひいては日本の持続的成長を実現し、活力ある社会を維持していくことをねらいとしています。

この法律により、平成28年4月1日までに事業主行動計画を策定していただくこととなる事業主の皆様には、御準備をいただくこととなりますが、是非、それぞれの事業主の実情に応じた積極的な計画を作成し、実行していただきたいと思います。働く場面での女性の活躍を推進することで、女性・男性を問わず働き方改革につなげていきたいと考えます。

担当として、法律の施行準備に万全を尽くし、女性が、各々の希望に応じ、家庭・地域・職場といったそれぞれの場で、個性と能力を十分に発揮して輝くことができる社会を創り上げられるよう、心を尽くします。